二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

林ノ谷川

(三)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡八頭町岩渕

字林ノ谷

八〇番一
八一番
八一番一
八三番
八三番一及び八三番二
八四番
八六番
八七番一から八七番五まで
八八番及び八九番
九〇番一
九二番
九四番
九七番一
九八番
九九番一
一〇五番一
一〇六番一
一〇七番及び一〇八番

字林ノ上谷

三三一番
三三一番一
三三二番から三三五番まで
三三六番一及び三三六番二
三三七番
三三八番一及び三三八番二
三三九番から三四一番まで
三四七番

字林下ノ谷

三四二番一から三四二番三まで
三四三番
三四五番及び三四六番
三四六番一
三四八番から三五〇番まで
三五二番
三五三番一及び三五三番二
三五四番一
三五五番一
三八一番一九

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町岩渕

字福岡

四三番四　一号
四四番一　二号
七〇番　三号

字上屋敷

七八番一　四号
七一番二　十号
四八番　十一号
五二番　十二号

字アマガ谷

三二九番三　五号
三二九番一　六号
三三四番　七号
字林下ノ谷　三五四番一　八号
三五六番　九号

三(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下石見谷川

(三)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日南町下石見

字棚田ノ上　一七五八番一　一号から五号まで
一七五一番　六号
字堂原奥　一七三一番一七二　七号及び九号
一七三一番一五二　十号
一七三一番一一六　十一号
一七三一番一九一　十二号
一七三一番三九　十三号
一七三一番九八　二十二号
字堤ヶ埒　一七四九番　八号
字北井奥　一七一八番二　十四号及び十五号
一七一八番四　十六号から十八号まで
一七一八番三〇　十九号
一七一八番五〇　二十一号
地先道路敷　二十号
一六九二番一　二十三号
一七一五番　二十四号
一七一七番一　二十五号
字妙見谷　四六一番　二十六号
四六六番　二十七号
四五三番　二十八号
字中ノ谷　四八八番一　二十九号
字要害　四九二番四

○国土交通省告示第十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年十二月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5330号	航海用レーダー	ＦＡＲ－3320－24	古野電気株式会社	表示器の型式を追加
第5331号	〃	ＦＡＲ－3330Ｓ－36ＣＦ	〃	〃
第5332号	〃	ＦＡＲ－3330Ｓ－ＳＳＤ－36ＣＦ	〃	〃

○国土交通省告示第十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年十二月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4893号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＶ－71	東洋物産株式会社	調整環、縫い糸、標示及び型式名を変更

○近畿地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び三百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長浜市西浅井町塩津浜字西一一五九番内一地先から同市西浅井町塩津浜字西一一六八番一まで	前	二七・四六～三四・一六メートル	○・○一八キロメートル
	後	二七・四六～二九・七六メートル	○・○一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百三号	長浜市西浅井町塩津浜字西一一五九番内一地先から同市西浅井町塩津浜字西一一六四番七まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十日十二時

○近畿地方整備局告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

近畿地方整備局長　池田　豊人